



鳥取県公報

平成13年11月6日(火)
第7331号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（618・619）（経営商業課）..... 1	土地改良区の役員の就退任（2件）（620・621）（耕地課）..... 4
教委告示	臨時教育委員会の招集（22）（総務福利課）..... 6	
公 告	平成13年度林業改良指導員資格試験の合格者（林政課）..... 6	
調達公告	一般競争入札の実施（消防課）..... 6	落札者の決定（管理課）..... 8
	公募型指名競争入札の実施（"）..... 9	

告 示

鳥取県告示第618号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年11月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナンバ鳥取店

鳥取市安長213 - 1 ほか

2 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後9時

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時から午後8時30分まで

変更後 午前7時から午後9時30分まで

3 変更年月日

平成13年10月18日

4 届出年月日

平成13年10月15日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社ナンバ 代表取締役 難波 榮

岡山県津山市材木町1328 - 25

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,996㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 421台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 20台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 540㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 紙類等25㎡ 不燃物等6㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 4か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後6時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成13年11月6日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第619号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用す

る同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年11月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナンバ米子店

米子市西福原九丁目1287 - 6ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時から午後8時30分まで

変更後 午前7時から午後9時30分まで

3 変更年月日

平成13年10月18日

4 届出年月日

平成13年10月15日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社ナンバ 代表取締役 難波 榮

岡山県津山市材木町1328 - 25

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,700m²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 274台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 20台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 500m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 紙類等45m³ 不燃物等6.5m³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 5か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後6時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成13年11月6日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年11月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 橋 本 敦 郎 岩美郡福部村大字湯山73
" 岡 部 昭 夫 岩美郡福部村大字湯山76
" 湯 邨 勲 岩美郡福部村大字湯山813
" 森 本 東洋海 岩美郡福部村大字湯山816
" 山 根 敏 彦 岩美郡福部村大字海土612
" 浜 本 孝 由 岩美郡福部村大字海土541
" 中 村 幸 治 岩美郡福部村大字細川337
" 山 根 憲太郎 岩美郡福部村大字細川268
" 宮 本 定 男 岩美郡福部村大字細川1192 - 1
" 若 山 洋 岩美郡福部村大字岩戸76
監事 谷 本 英 美 岩美郡福部村大字岩戸119
" 浜 本 薫 岩美郡福部村大字海土106
" 岡 部 博 美 岩美郡福部村大字湯山85

平成13年8月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 竹 内 克 彰 岩美郡福部村大字湯山100
" 飼 牛 芳 明 岩美郡福部村大字湯山42

- 〃 湯 邨 勲 岩美郡福部村大字湯山813
〃 森 本 東洋海 岩美郡福部村大字湯山816
〃 山 根 敏 彦 岩美郡福部村大字海士612
〃 浜 本 孝 由 岩美郡福部村大字海士541
〃 中 村 幸 治 岩美郡福部村大字細川337
〃 山 根 憲太郎 岩美郡福部村大字細川268
〃 宮 本 定 男 岩美郡福部村大字細川1192 - 1
〃 早 田 一 豊 岩美郡福部村大字岩戸22
監 事 谷 本 英 美 岩美郡福部村大字岩戸119
〃 橋 本 浩 明 岩美郡福部村大字湯山2079
〃 中 川 昇 一 岩美郡福部村大字海士502 - 7

平成13年8月17日就任 任期4年

鳥取県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年11月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 野 坂 松 衛 米子市石州府433
〃 山 本 聰 明 米子市石州府416
〃 高 橋 順 米子市石州府421
〃 野 坂 次 雄 米子市石州府448
〃 大 前 広 光 米子市石州府422 - 1
〃 古 前 勝 茂 米子市石州府408
〃 坂 根 喜 之 米子市石州府420
〃 角 田 實 西伯郡岸本町押口110
〃 金 澤 昭 正 西伯郡岸本町押口112
〃 神 庭 武 志 西伯郡岸本町押口102
〃 中 原 速 美 西伯郡岸本町押口160 - 2
監 事 梅 林 喜 男 米子市石州府441
〃 高 橋 強 米子市福万594 - 1
〃 西 澤 道 幸 西伯郡岸本町押口166

平成13年7月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 野 坂 松 衛 米子市石州府433
〃 山 本 聰 明 米子市石州府416
〃 高 橋 順 米子市石州府421
〃 野 坂 次 雄 米子市石州府448
〃 大 前 広 光 米子市石州府422 - 1
〃 古 前 勝 茂 米子市石州府408

” 坂 根 喜 之 米子市石州府420
” 金 澤 昭 正 西伯郡岸本町押口112
” 神 庭 武 志 西伯郡岸本町押口102
” 神 坂 浩 西伯郡岸本町押口101
” 中 原 速 美 西伯郡岸本町押口160 - 2
監 事 梅 林 喜 男 米子市石州府441
” 高 橋 強 米子市福万594 - 1
” 西 澤 道 幸 西伯郡岸本町押口166
平成13年7月27日就任 任期4年

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第22号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成13年11月6日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成13年11月8日(木) 午前11時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 公立学校長人事について
 - (2) その他

公 告

平成13年10月10日に実施した平成13年度林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成13年11月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

株 本 茂 樹 柴 田 寛 西 村 昌 教 加 村 佳 子 下 村 早 苗
中 村 知 恵 前 野 考 司

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年11月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達する役務の内容

(1) 調達件名及び数量

消防防災ヘリコプター搭載型赤外線カメラ整備業務 一式

(2) 調達する役務の概要

鳥取県が導入している消防防災ヘリコプターの機内に防振装置を備えた赤外線カメラを整備する業務

(3) 仕様

入札説明書による。

(4) 履行期限

契約日の翌日から平成14年7月31日（水）まで

(5) 履行の場所

鳥取市湖山町北四丁目344 - 2

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の（1）から（4）までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であるとともに、その営業種目が電気通信機器類の電気通信機器であること。

(3) 平成13年11月6日（火）から同年12月17日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 元請又は共同企業体の構成員として、過去10年間に、ヘリコプター赤外線カメラ又はヘリコプターテレビを整備する業務の実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）

3 契約担当部局

鳥取県消防課

4 入札手続

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県消防課

電話 0857 - 26 - 7063

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。

なお、入札書の提出場所は（1）の場所とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成13年12月17日（月）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の提出期限については、同日午前11時30分とする。）

イ 場所 鳥取県庁第22会議室（第二庁舎5階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有すること証明する書類を4の(1)の場所に平成13年11月26日(月)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断された入札者であって、鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Fire & Disasterprevention Helicopter Equipped with Onboard Infrared Camera And Operation Equipment

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00PM on 26. November, 2001

(3) Deadline for the submission of tenders : 1 : 30PM on 17. December, 2001 (Tenders submitted by mail must be received by : 11 : 30AM on 17. December, 2001)

(4) Contact address and number : Fire Defense Office

Tottori Prefectural Government

1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi

680 - 8570 Japan

TEL 0857 - 26 - 7063

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年11月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 一般国道183号(生山道路)道路改良工事(北ノ原トンネル)
- 2 契 約 法 式 一般競争入札
- 3 落 札 決 定 日 平成13年9月14日
- 4 落札者の名称及び 一般国道183号(生山道路)道路改良工事(北ノ原トンネル) 鹿島・川端・福岡特定建
所 在 地 設工事共同企業体
広島市中区中町6-13
- 5 落 札 価 格 2,635,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成13年8月7日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局 鳥取県土木部道路課路政係
の名称呼び所在地 鳥取市東町一丁目220

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年11月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 9・6・1布勢総合運動公園補助競技場測量設計業務委託
- (2) 業務の内容

本件業務は、鳥取市布勢にある布勢総合運動公園の第2補助競技場を財団法人日本陸上競技連盟が定める第3種の公認競技場の要件を満たすように改修するための測量及び設計を行う業務である。

- (3) 業務の詳細

- ア 陸上補助競技場の概略設計及び実施設計
- イ 地形測量 0.082km²

- (4) 履行期間 平成13年12月から平成14年3月22日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5の規定による登録を受けていること。
- (4) 平成12年鳥取県告示第665号(測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (5) 平成13年11月6日(火)から同月16日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を県内の本店等において合わせて20名以上有すること。
- (7) 本件業務を第三者に委任し、又は請け負わせることなく自ら履行することができる者であること。ただし、布勢総合運動公園内の日本庭園の移設に係る設計については、この限りでない。
- (8) 本件業務の実施期間中、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。なお、照査技術者と管理技術者とは、同一の者であってはならない。
 - ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される建設部門にかかる第二次試験に合格し、

かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち造園部門又は都市計画及び地方計画部門に係るシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格試験に合格し、登録を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年11月6日（火）から同月16日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、測量等業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）

(2) 陸上補助競技場の概略設計については、契約締結後1月以内に成果品を納品すること。なお、概略設計に当たっては、地質調査の資料及び航空測量図化平面図（デジタルマッピングデータ）を貸与する。

(3) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(4) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(5) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(6) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(7) 本件業務の落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。